

通学路(要調査・要改善)

ブロック塀等の改善工事助成

区では引き続き、通学路の安全確保のため、通学路沿道の対象となるブロック塀等の改善工事について、助成限度額を40万円とします。

令和8年度に助成金の手続きが完了する工事が対象です。

この機会に、ブロック塀等の改善をご検討ください。

※令和8年4月1日以降に助成承認申請したものが対象となります。

※今年度の助成承認申請締切りは、令和8年12月11日を予定しています。

※今年度の助成金完了報告締切りは、令和9年2月12日を予定しています。

補助率 〔限度額〕	1/2〔40万円〕 ※通学路沿道の対象となるブロック塀等以外の限度額は、15万円
対象となる 塀等	区が平成30年度に実施した「通学路沿道ブロック塀等適合性調査」の結果、「要調査」及び「要改善」と判定されたもののうち、道路に面した高さ 1.2mを超えるブロック塀等※ ※コンクリートブロック造、組積造、その他これらに類する構造の塀又は門柱
助成対象者	① 対象となる塀の所有者で個人または中小企業 ② 住民税等を滞納していない者 (法人の場合は都道府県民税)
工事の内容	① ブロック塀等を除却する工事(塀等を除却後、新たにフェンスや植栽等に作り直す工事を含む) ② ブロック塀等を補強する工事など ※助成対象となるかどうか区にご相談ください



台東区役所
都市づくり部
建築課 構造防災担当
Tel 03-5246-1335

【ブロック塀等改善工事助成に関する質問】

令和8年4月作成

Q. 通学路とそれ以外の道路に面している塀を改善する場合の助成金はどうなりますか？

A. それぞれの工事費に対し助成金を算出し、その合計額が助成金となります。ただし、上限額は40万円です。

Q. 塀を一部壊して残った塀の上に新たにフェンス等を設置した場合は助成金の対象になりますか？

A. 残った塀について基礎や鉄筋の有無を確認し、安全性が確認できないと助成金の対象にはなりません。また、残った塀が道路の中心から2m以上後退した位置にない場合も助成金の対象にはなりません。

Q. 幅員が4m未満の道路に面する塀を壊した後に、新たな塀を建ててもよいですか？

A. 前面の道路の中心から2m以上後退した位置であれば可能です。建てられる位置については、区の担当にご確認ください。

※担当：建築課狭あい道路担当 03-5246-1337

Q. いつまでに改善工事の完了報告をすればよろしいでしょうか？

A. 令和9年2月12日(予定)までに完了報告に必要な書類を提出されたものが助成対象となります。詳しくは構造防災担当までお問い合わせください。

【助成金の手続きの流れ】

助成を受けるには、改善工事の着手前に助成承認申請が必要です。
事前に申請がなく改善工事に着手した場合は、助成対象となりませんのでご注意ください。

